

議案第57号

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例（平成15年静岡市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、聴講料」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「、聴講料」を削る。

第3条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第1項中「及び聴講料（以下「授業料等」という。）」を削り、「授業料等に」を「授業料に」に改め、同条第2項中「若しくは退学をし、又は聴講を取りやめ、若しくは聴講の許可を取り消された」を「又は退学をした」に、「授業料等」を「授業料」に改め、同条第3項中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第4項中「若しくは再入学をし、又は聴講の許可を受けた」を「又は再入学をした」に、「授業料等」を「授業料」に改め、同条第5項中「授業料等」を「授業料」に改め、同項ただし書中「若しくは再入学をし、又は聴講の許可を受けた」を「又は再入学をした」に改める。

第4条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条中「又は聴講料」を削る。

第6条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種別	金額
授業料（年額）	118,800円
入学検定料	2,200円
入学料	5,650円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。